

北海道電力の家庭用電気料金値上げ認可申請に 関するチェックポイント（案）

平成26年 月 日
消 費 者 庁

電気料金は、消費者にとって生活の基礎をなす必需的なものであり、さらには、地域独占的に供給されており、事業者の選択肢がなく、その料金の値上げは、国民生活に大きな影響を与えるものである。また、電気料金の値上げは、家庭用電気料金のほか、商品やサービスのコスト上昇圧力という形でも、家計に負担を与え得るものである。

このため、電気事業者が、徹底した経営効率化の努力を行うとともに、料金水準及び内容並びに提供されるサービスについて十分な情報提供及び明確な説明を行い、電気料金の値上げについて、消費者の理解がより得られるようにすることが重要である。そして、提供されるサービスが、可能な限り低廉であり、かつ、中長期的にも安定供給が確保されるものとして、消費者の権利¹に即し消費者の意見を政策へ反映させるといった消費者の利益により適ったものになることが求められている。

特に、今般の値上げ認可申請は、電源構成変分認可制度に基づくものであることから、次の点に留意する必要がある。第一に、通常認可申請の場合よりも査定対象となる項目は一部に限られているものの、今般の値上げ認可申請の前提として、北海道電力株式会社は、昨年9月の値上げ実施からわずか10か月での、全国に先駆けての再値上げ申請であり、前回の査定を踏まえた効率化計画を項目ごとに着実に実施したかが問われるとともに効率化の進捗状況及び今後の収支見通しも含めて消費者に明確に説明する責任がある。第二に、前回の認可以降、中部電力株式会社の値上げ認可が行われているが、同社の査定においてより厳しい基準が適用されている事項については、北海道電力株式会社も

¹ 消費者基本法（昭和43年法律第78号）第2条では、「国民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、消費者の安全が確保され、商品及び役務について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保され、消費者に対し必要な情報及び教育の機会が提供され、消費者の意見が消費者政策に反映され、並びに消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済されることが消費者の権利である」と規定している。

同社並みまたは再値上げであることから、それ以上の基準を達成するよう努力すべきである。第三に、今後、電源構成の変更により費用削減が可能となった場合に、速やかに料金値下げを行うことを明確にすべきである。

また、経済産業省は、電源構成変分認可制度に基づく今般の査定対象となる項目について、厳格な審査を行いその結果を広く明らかにするとともに、今回の査定対象以外の項目については、北海道電力株式会社の効率化努力を厳しく検証しその結果を広く公表するとともに、北海道電力株式会社に対し、効率化の進捗状況について今後とも丁寧に消費者に説明するよう促すべきである。

消費者庁では、こうした観点から、今般の北海道電力株式会社の値上げ認可申請に当たっての本チェックポイントを作成した。

なお、消費者庁が北海道で開催した意見交換会においては、再生可能エネルギーの使用拡大等、再生可能エネルギーに関する意見が多数表明され、消費者の関心の高さがうかがえた。事業者に対しては、こうした消費者の重要な関心事項について、十分な検討を行い、自家発電設備導入に対する支援の実施など、電気料金値上げに伴う影響緩和策とあわせ情報提供を行うことを期待したい。

※ 今後の検証過程で変更を加えることがあり得る。また、原価に算入されない項目にも、言及していることに留意。

【総論】

①原子力発電が停止した東日本大震災以降及び前回の値上げ後の経営努力を明確に説明しているか。

<査定対象項目>

【燃料費、購入電力料等】

②メリットオーダーを徹底するための方策について、原油や石炭のほか、水力や再生可能エネルギー、LNGの今後の活用見通しを含め、明確に説明しているか。

③メリットオーダーを徹底するために、自社電源も含めて他社から購入する電力量を算定しているかについて、明確に説明しているか。

④稼働していない原発からの購入契約について、内容と原価にかかる関係の説明をわかりやすくしているか。

- ⑤燃料費の単価引き下げの努力を徹底しているか。
- ⑥平成 26 年度 135 万 t、平成 27 年度 131 万 t と国内炭火力発電所の燃料調達見込み量が減少している理由を明確に説明しているか。
- ⑦苫東厚真発電所における亜れき青炭導入試験と実運用試験の期間の短縮について検討を行い、明確に説明しているか。
- ⑧石狩湾新港発電所の運転開始時期の前倒しについて検討を行い、明確に説明しているか。
- ⑨購入電力料の単価引き下げの努力を徹底しているか。

< 査定対象項目ではないが、事業者による積極的な取組や消費者への丁寧な情報提供・説明が求められるもの >

【経営効率化】

- ⑩消費者に大幅な負担増を求める前提として、項目ごとに査定ベースの効率化を達成するにとどまらず、最大限の企業努力を真摯に行っているか。また、その内容を積極的に消費者に伝え、共感を得られるよう努めているか。
- ⑪費用項目別に見て、査定ベースの効率化を未達成のものについて、その理由を明確に説明しているか。
- ⑫人件費削減について、平成 25 年度実績（120 億円）が査定額（125 億円）を達成していないが、平成 26 年度において更なる削減に取り組んでいるか。役員報酬の削減に積極的に取り組んでいるか。また、平成 27 年度計画ではどのような方針で臨むのか。
- ⑬役員報酬については、平成 24 年度から段階的に減額幅を拡大しているとされているが、具体的にどの程度削減されているかを明確に説明しているか。
- ⑭人件費中、退職給与金における運用による減少の補てんをしていることについて、明確に説明しているか。
- ⑮競争入札比率については、平成 25 年度実績が 38% となり、目標（30%）を上回っているが、平成 26 年度及び 27 年度も引き続き高い水準を目指すための

具体的な方法を説明しているか。

- ⑩修繕費について、平成 26 年度は、供給リスクを大幅に増加させない範囲で繰り延べを進めるとされているが、繰り延べによりかえって修繕費用が過大になった例がないかの検証はなされているか。
- ⑪平成 26 年度の普及開発関係費等の削減の主な取組として、「省エネ情報館」の閉鎖などを挙げているが、平成 26 年度及び 27 年度に更に削減できる事業や削減時期の前倒しの余地はないか。
- ⑫資産売却（土地・建物、有価証券等）、グループ会社の再編・統廃合等について、平成 26 年度及び 27 年度における更なる取組の余地はないか。
- ⑬電力中央研究所への支出削減について明確に説明しているか。

【料金体系についての情報提供等】

- ⑭消費者が電気料金を節約できる新たなメニューを提供するとともに、既存メニューも含めて前回よりも広報・普及に積極的に取り組むこととしているか。
- ⑮大幅な値上げであることを踏まえ、消費者のための激変緩和措置を講じる余地はないか。経営効率化できた費用について、消費者への還元（負担の軽減）を検討すべきではないか。
- ⑯供給約款料金と選択約款料金の設定において、消費者にとっての平等性が確保されているか。特にオール電化住宅は、電気使用量が多いために値上げ額が大きくなっているが、平成 27 年度も灯油からのシフトをする家庭が増加するとの想定だが、オール電化を導入していない場合との平等性は確保されているか。
- ⑰三段階料金の段階別料金設定における段階較差率が縮小となることは、少額一般家庭利用者に不利益といえないか。

【今後の料金値下げ】

- ⑱今回の値上げ認可申請は電源構成変分認可制度によるものであるため、今後、

今回の値上げの原因となった自助努力の及ばない電源構成の変動が今般の認可申請において想定している時期よりも早く解消された場合には、速やかに料金値下げを実施する予定となっているか。また、想定通りの時期に解消された場合には、今回の値上げの原因となった自助努力の及ばない電源構成の変動の解消により可能となる費用削減額を原価算定期間終了後速やかに反映させる予定となっているか。さらに、原価算定期間終了後に、改定の原因となった事象が解消された場合にも、速やかに値下げを行う必要があるのではないのか。

- ②⑤値下げの場合は、再稼働後 2 か月以内に原価低減分を値下げするとされているが、値下げを確実にする条件を明確に説明する必要はないか。

【今後、中長期的に取り組むべき事項】

- ②⑥消費者が電気料金を理解するに当たって、電力事業、原子力政策を含めたエネルギー政策の今後の在り方は消費者の重要な関心事項であり、また、再生可能エネルギーの使用拡大等、エネルギーの多様化について消費者の関心が高いが、こうしたことについて、十分な検討・説明と情報提供をすることになっているか。
- ②⑦新エネルギーの原価への織り込みについて、530万KWが総量である北海道で、500KW以上の太陽光まで拡大できるとしているが、連系可能手段の整備や調整力などについて明確に説明しているか。
- ②⑧今後の新エネルギー普及に応じて炊き減らしがどのように可能で、それが料金値下げにどう影響するかについて明確に説明しているか。

以上